

教職第1237-4号
令和5年2月14日

関係各市町村教育委員会教育長 }
関係各市町村立学校長 } 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長（公印省略）

任用期間が令和5年4月1日をまたぐ任期付職員等に係る勤務状況報告書の提出について（依頼）

令和5年4月1日付け昇給の事務処理に必要なため、下記により提出して下さるようお願いします。

記

1 提出先及び提出期限

提出者	提出先	提出期限
市町村立学校	管轄の市町村教育委員会	管轄の市町村教育委員会が定める日
市町村教育委員会	管轄の教育事務所	管轄の教育事務所が定める日

※電子データでの提出は不可とします。

※報告対象者がいない場合は提出不要です。

2 提出書類

- (1) 勤務状況報告書（別添様式）
- (2) 報告対象期間に係る出勤簿の写し（A4判に縮小したもの）

3 報告対象者

- (1) 任用期間が令和5年4月1日をまたぐ任期付職員（フルタイム・短時間）、臨時的任用職員
- (2) 令和4年4月2日から令和5年3月31日までに採用された本採用職員

4 報告対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

※ただし、令和4年度中に採用された者については、採用日から令和5年3月31日まで（任期付職員等の報告対象期間については別紙参照）

5 報告の内容

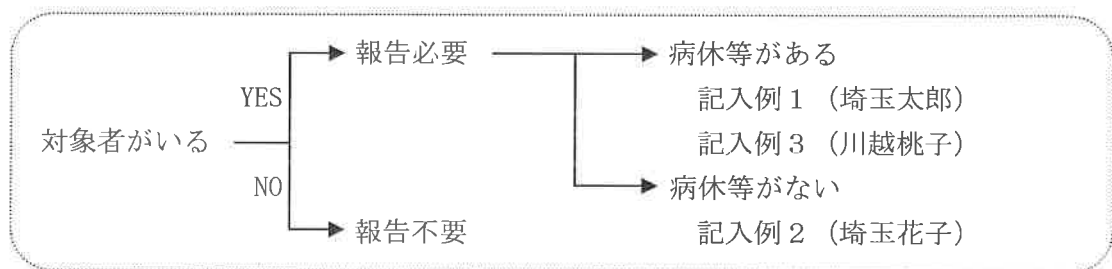
共通報告事項 ⇒ 職員番号、氏名、職名、年齢、現在級号給及び発令内容

対象となる事由	報 告 事 項
病気休暇（公務及び通勤上の病気休暇を含む。）、欠勤を取得した者	「4 報告対象期間」内の全ての承認期間及び日数
懲戒処分を受けた者	「4 報告対象期間」内に受けた処分（停職及び減給、戒告）の種類及び処分年月日

上表の対象となる事由がない場合は、休暇等の種類は「該当なし」としてください。

6 作成上の留意事項

- (1) 報告書は、令和5年3月1日現在で令和5年3月31日までの見込みを報告してください。
- (2) 報告後に次のような事情が生じた場合は、速やかに電話連絡の上、修正した報告書を提出してください。
 - ア 新たに令和5年4月1日をまたぐ任期付職員等が採用された場合
（臨時的任用職員の任期延長により令和5年4月1日をまたぐことになった場合を含む。）
 - イ 任期付職員等の任期短縮や退職等により、令和5年4月1日をまたがないことになった場合
 - ウ 報告後に新たに病休等を取得した、又は病休等が延長・短縮になった場合



7 その他

- (1) 4月1日をまたぐ任期付職員等の昇給の号給数は、昇給日前1年間の職歴等（任期付職員やその他の職歴、在家庭の期間）及び令和4年4月1日以降（令和4年度中に採用された者については採用日以降）の勤務状況に基づき決定するため、必ずしも4号給になるとは限りません。

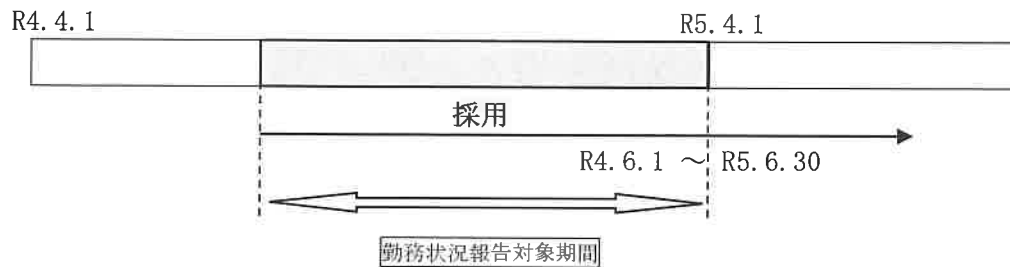
担当 給与制度・退職手当担当

電話 048-830-6667

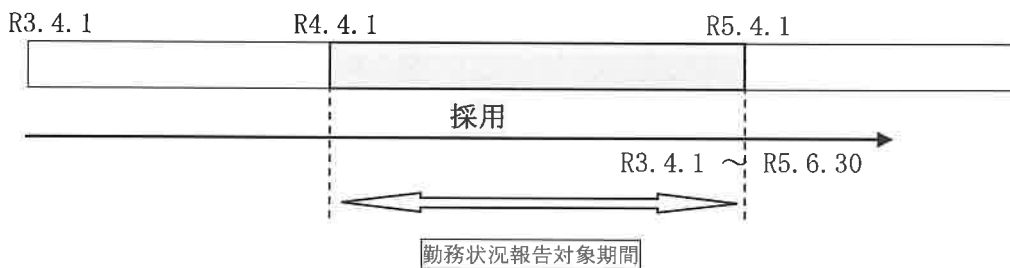
別紙

4月1日をまたぐ任期付職員（フルタイム・短時間）、臨時的任用職員の
勤務状況報告対象期間

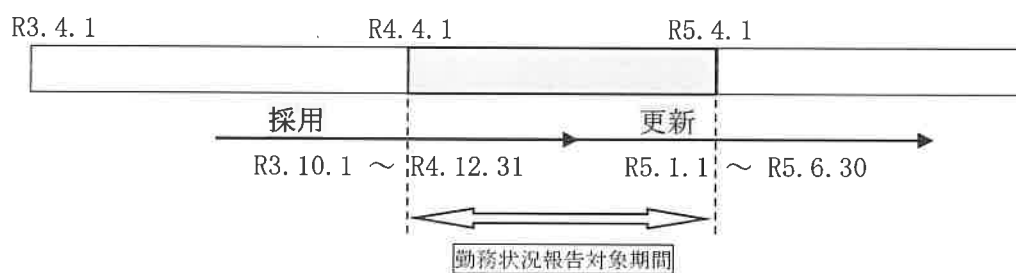
例1 基本的な場合(1)



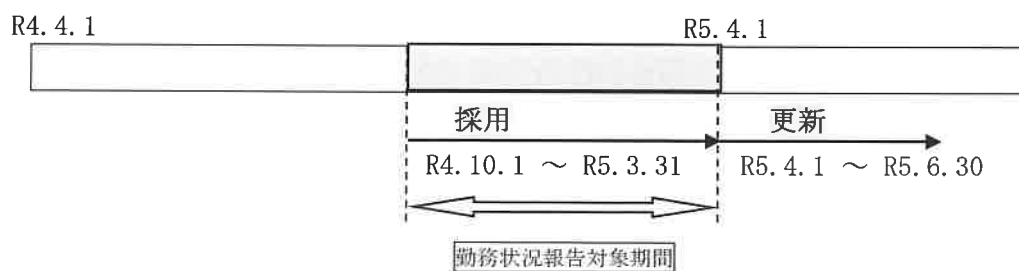
例2 基本的な場合(2)



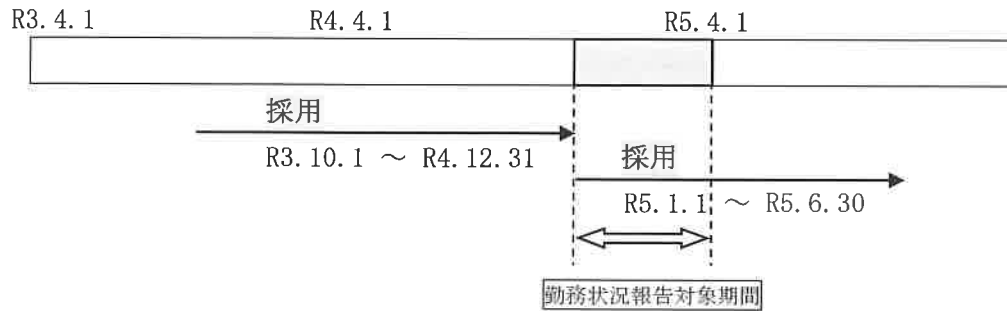
例3 更新発令があった場合



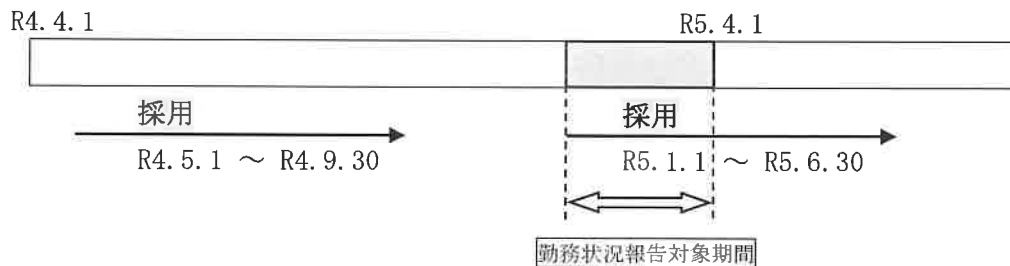
例4 更新発令があった場合（令和5年4月1日更新発令がある場合）



例5 前の任用期間に引き続き1日も空けずに採用されているが、発令内容が異なる場合（更新発令でない場合）

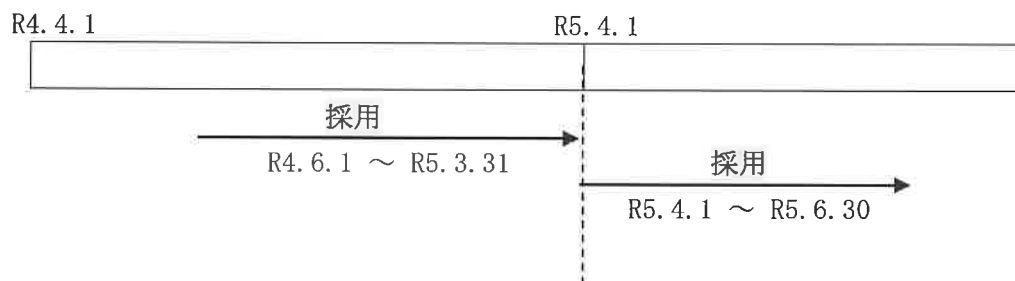


例6 同一年度に別の任用期間があるが、引き続いていない場合



注意 誤りやすい事例

前の任用期間に引き続き1日も空けず令和5年4月1日に採用されているが、発令内容が異なる場合（更新発令でない場合）



1回目の発令がR4.6.1～R5.3.31まで、2回目の発令がR5.4.1～R5.6.30までの場合、更新発令ではなく2つの発令が別の事由での場合は、年度をまたぐ発令には該当しません。